

令和3年3月

お客さま各位

京都北都信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および預金規定改正のお知らせ

平素より、京都北都信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客さまサービスの維持・向上および預金口座の不正利用防止の観点から、下記のとおり「未利用口座管理手数料」（以下、「本手数料」という。）を新設させていただきます。また、本手数料の対象口座の残高が本手数料に満たない場合には、口座残高全額を本手数料としてご負担いただいた上で、口座を解約させていただきます。

なお、本手数料は2年以上の長期にわたりご利用の無い普通預金口座等を対象としたものであり、常日頃の入出金や口座振替等でご利用いただいている口座が対象となることはございません。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および自動解約について

対象となる口座	令和3年5月1日以降、最後の預入れまたは払戻し（当該口座の利息の元本組入れおよび本手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金口座（決済用普通預金口座を含みます）および貯蓄預金口座が対象となります。 ※盗難・紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。 ①口座残高が10,000円以上の場合 ②同一店舗で定期性預金、投資信託、国債等のお取引がある場合 ③同一店舗でお借入れ（当座貸越のご利用を含む）がある場合
手数料	年間1,320円（税込） ・本手数料の対象口座となった場合、お届けのご住所に案内文書を郵送いたします。郵送後一定期間（3ヶ月間）経過後もお取引がない場合に、対象口座から本手数料を引落しさせていただきます。 ・翌年以降もお取引のない状態が続く場合は、同様に本手数料を引落しさせていただきます。 ※案内文書が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
自動解約	対象口座の残高が本手数料に満たない場合は、口座残高全額を本手数料として引落し後、対象口座を解約させていただきます。

※未利用口座管理手数料の引落しは、令和5年8月1日以降となります。

※本手数料の返却および解約された口座の再利用は応じかねますので予めご了承ください。

2. 普通預金規定・貯蓄預金規定の改正について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、令和3年5月1日より、各種預金規定を一部改正いたします。
 なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

(1) 普通預金規定（無利息型普通預金含む）

新	旧
1. ～ 16. (省略) <u>17. (未利用口座管理手数料)</u> <u>(1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れ</u> <u>または本条に定める未利用口座管理手数料の引落</u> <u>し以外の払戻しがない場合には、この預金は未利用</u> <u>口座となります。</u> <u>(2) 未利用口座となり、以下の①から③の全てを満た</u> <u>す場合には、当金庫所定の未利用口座管理手数料を</u> <u>いただきます。</u> <u>①該当の預金口座の残高が1万円未満であること</u> <u>②同一店舗で他にお預かり金融資産（定期性預金、</u> <u>投資信託、国債等）の取引がないこと</u> <u>③同一店舗でお借入がないこと</u> <u>(3) この預金口座が未利用口座となった場合には、当</u> <u>金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当</u> <u>金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引</u> <u>き落とします。</u> <u>(4) 前項で引落した未利用口座管理手数料は、返却し</u> <u>ません。</u> <u>(5) この預金残高が未利用口座管理手数料に満たな</u> <u>い場合、当金庫は、預金者に通知することなく、預</u> <u>金金額を未利用口座手数料に充当のうえ、この口座</u> <u>を解約することができるものとします。</u> <u>(6) 解約された口座の再利用はできません。</u> 18. (規定の変更) (省略)	1. ～ 16. (省略) <u>(追加)</u> 17. (規定の変更) (省略)
以上	以上
<u>(2021年5月1日改正)</u>	<u>(2020年4月1日改正)</u>

(2) 貯蓄預金規定

新	旧
<p>1. ～ 17. (省略)</p> <p><u>18. (未利用口座管理手数料)</u></p> <p><u>(1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払戻しがない場合には、この預金は未利用口座となります。</u></p> <p><u>(2) 未利用口座となり、以下の①から③の全てを満たす場合には、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p><u>①該当の預金口座の残高が1万円未満であること</u></p> <p><u>②同一店舗で他にお預かり金融資産（定期性預金、投資信託、国債等）の取引がないこと</u></p> <p><u>③同一店舗でお借入がないこと</u></p> <p><u>(3) この預金口座が未利用口座となった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。</u></p> <p><u>(4) 前項で引落した未利用口座管理手数料は、返却しません。</u></p> <p><u>(5) この預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、預金全額を未利用口座手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(6) 解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p>19. (規定の変更) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>(2021年5月1日改正)</u></p>	<p>1. ～ 17. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>18. (規定の変更) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>(2020年4月1日改正)</u></p>

以上